

平成 19 年度

包括外部監査結果報告書

第 1 部 介護老人保健施設こくぶんじ荘の運営管理について

第 2 部 未利用資産 (土地) の活用及び売却について

高松市包括外部監査人 中村 秀明

第1部 介護老人保健施設こくぶんじ荘の運営管理について

目 次

・外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（監査テーマ）	1
(1) 外部監査の対象	1
(2) 外部監査対象期間	1
3. 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由	1
4. 外部監査の方法	1
(1) 監査要点	2
(2) 主な監査手続	2
5. 外部監査の実施期間	2
6. 外部監査人及び補助者の資格と氏名	2
7. 利害関係	2
・こくぶんじ荘の概要	3
1. 沿革	3
2. 施設の概要	3
3. 定員及び入所・通所状況	4
4. 職員数及び配置	5
5. 職員の年齢	6
・外部監査の結果	7
1. 損益の状況について	7
(1) 平成18年度の損益状況	7
(2) 損益状況の推移	8
(3) 純利益と実質純利益の推移	10
(4) 給与費について	12
(5) 損益状況の民間比較	14

2. 財政の状況について	16
(1) 平成 18 年度の財政状況	16
(2) 財政状況の推移	17
3. 退職手当支給事務等と退職給与引当金について	18
(1) 退職手当支給事務	18
(2) 退職手当負担金の精算	19
(3) 退職給与引当金	19
4. 収入事務について	21
(1) 収入事務の概要	21
(2) 収入事務の流れ	22
(3) 収入事務の手続	22
(4) 未収金の管理について	23
5. 企業債について	24
(1) 余剰資金の発生原因	24
(2) 企業債についての問題点と課題	27
6. 業務委託の契約事務について	28
7. 固定資産の管理状況について	31
(1) 固定資産の管理状況	31
(2) 土地	33
(3) 建物	40
8. 物品の管理状況について	46
・外部監査の結果に添えて提出する意見	48
1. 運営管理上の問題点と課題	48
2. 今後のあり方について	50

第1部 介護老人保健施設こくぶんじ荘の運営管理について

．外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法（以下「法」という。）第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（監査テーマ）

(1) 外部監査の対象

介護老人保健施設こくぶんじ荘（以下「こくぶんじ荘」という。）の運営管理について

(2) 外部監査対象期間

原則として平成 18 年度（必要に応じて、過年度及び平成 19 年度についても対象とした。）

3. 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由

こくぶんじ荘は、当初老人保健施設として平成 2 年 8 月に国分寺町が開設し、平成 12 年 4 月 1 日に介護保険法の制度創設により、介護老人保健施設となったものである。平成 18 年 1 月 10 日に国分寺町は、高松市に編入合併されたため施設及び事業は高松市に引き継がれることとなった。

高齢化社会の進行に伴い、高齢者介護施設の社会的必要性和市民のニーズはますます高まっているが、この施設が、事業を引き継いだ高松市の財政に与える影響及び今後どのように運営していくべきかについて、同施設の現状を把握し分析して、事業の適正性や効率性、運営管理上の問題点について検討を行うことは有用であると判断し監査のテーマとして選定した。

4. 外部監査の方法

こくぶんじ荘の運営管理が、関連する法令、条例、規則等（以下「法令等」という。）に準拠して適正かつ公平に実施され、また、その事務手続は効率的・効果的に行われているかどうかという視点から、次の監査要点について必要と認められた監査手続を実施した。

(1) 監査要点

収入事務は、法令等に準拠して適正に処理されているか。

支出事務及び契約事務は法令等に準拠して適正に処理されるとともに、経済的かつ効率的に行われているか。

人件費の支出は法令等に準拠し妥当に処理されているか。

固定資産の管理は、適正にされているか。

物品の管理は、適切にされているか。

(2) 主な監査手続

損益の状況について、時系列比較分析及び民間医療法人の介護老人保健施設の経営指標と比較分析を行った。

収入事務、支出事務及び契約事務について、法令等の閲覧及び証憑突合を行い、収入、支出及び契約が法令等に準拠して適正に処理され、経済的かつ効率的に行われているかどうかを調査した。

固定資産及び物品について、財産台帳及び物品受払簿の有無を確認し、台帳を査閲し、現物と突合を行い、職員へ質問及び説明聴取をして管理状況を調査した。

5. 外部監査の実施期間

平成 19 年 7 月 2 日から平成 20 年 1 月 31 日まで

6. 外部監査人及び補助者の資格と氏名

外部監査人 公認会計士 中村 秀明

補助者 公認会計士 加藤 整

7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

こくぶんじ荘の概要

こくぶんじ荘は、介護保険法第94条第1項の規定により、香川県知事の許可を受け、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、その者の居宅における生活への復帰を目指すことを目的とした施設である。

1. 沿革

平成2年8月1日 国分寺町が、老人保健施設(入所定員70人、通所定員10人)を開設する。

平成8年4月1日 入所希望者増に伴い入所定員を、10人増員する。

平成12年4月1日 介護保険法の制度創設に伴い、老人保健施設が介護老人保健施設となる。

平成18年1月10日 国分寺町は高松市に編入合併され、高松市が施設および事業を引き継ぐ。

2. 施設の概要

- (1) 所在地 高松市国分寺町新名2081番地
- (2) 土地 敷地 7,323.9㎡
- (3) 建物 鉄筋コンクリート造 平屋建(一部地下1階)
- 延床面積 3,042.07㎡
- 平成2年7月竣工、平成8年3月増築

生活部門	療養室(個室8室、2人室2室、4人室17室)、デイルーム、談話室、食堂、浴室(一般、特殊浴室)、レクリエーションルーム、理美容室、洗面所、便所
医療部門	診察室、機能訓練室、ADL室
管理部門	サービスステーション、事務室、会議室、更衣室、調理室、洗濯室、機械室、倉庫
附属施設	駐車場

3. 定員及び入所・通所状況

(1) 定員 入所定員（介護保健施設サービス、短期入所療養介護）80人

通所定員（通所リハビリテーション） 10人

(2) 入所及び通所状況

平成19年 3月31日現在

区分	入所者数（人）			平均年齢（歳）			平均在所期間（月）		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
入所	22	43	65	82.5	86.7	85.3	12.5	17.9	16.1
通所	1	3	4	92.0	87.3	88.5			

(注) 通所は、平日のみしか実施しておらず、平成19年3月31日は土曜日で通所はないため、前日の人数を掲げている。

(3) 年度別入所者・通所者数の推移

延人数 (単位：人)

区分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
入所	28,277	27,739	26,608	26,121	25,736
通所	1,103	1,231	1,223	1,142	765

1日当たり入所者・通所者数 (単位：人)

区分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
入所	77.5	75.8	72.9	71.6	70.5
通所	4.5	5.0	5.1	4.7	3.2

4. 職員数及び配置

平成19年3月31日現在

(単位：人)

区 分	正規職員	嘱託職員	臨時職員	計	備 考
医師	1	1		2	正規職員は保健所からの派遣
薬剤師			1	1	
看護職員	8	1		9	正規職員のうち1人育児休業中
介護職員	16	5	1	22	正規職員のうち1人育児休業中
支援相談員	1			1	
作業療法士	1			1	
栄養士	1			1	
介護支援専門員	1			1	
事務員	3			3	
宿直管理人		2		2	
運転手			1	1	
清掃・洗濯員			3	3	
計	32	9	6	47	

5. 職員の年齢

正規職員及び嘱託職員の年齢は次のとおりである。

平成19年 3月31日現在

(単位：歳)

番号	職名	区分	年齢	番号	職名	区分	年齢
1	医師	技術吏員	32	25	介護職員	技術吏員	31
2	医師	嘱託職員	44	26	介護職員	技術吏員	34
3	薬剤師	臨時職員	32	27	介護職員	技術吏員	59
4	看護職員	技術吏員	48	28	介護職員	技術吏員	28
5	看護職員	技術吏員	39	29	介護職員	嘱託職員	59
6	看護職員	技術吏員	39	30	介護職員	嘱託職員	58
7	看護職員	技術吏員	48	31	介護職員	嘱託職員	46
8	看護職員	技術吏員	31	32	介護職員	嘱託職員	58
9	看護職員	技術吏員	28	33	介護職員	嘱託職員	51
10	看護職員	技術吏員	42	34	介護職員	臨時職員	36
11	看護職員	技術吏員	60	35	支援相談員	事務吏員	42
12	看護職員	嘱託職員	52	36	作業療法士	技術吏員	60
13	介護職員	技術吏員	55	37	栄養士	技術吏員	53
14	介護職員	技術吏員	54	38	介護支援専門員	技術吏員	57
15	介護職員	技術吏員	51	39	事務員	事務吏員	56
16	介護職員	技術吏員	51	40	事務員	事務吏員	46
17	介護職員	技術吏員	56	41	事務員	事務吏員	54
18	介護職員	技術吏員	53	42	宿直管理人	嘱託職員	60
19	介護職員	技術吏員	40	43	宿直管理人	嘱託職員	64
20	介護職員	技術吏員	57	44	運転手	臨時職員	72
21	介護職員	技術吏員	45	45	清掃・洗濯員	臨時職員	52
22	介護職員	技術吏員	57	46	清掃・洗濯員	臨時職員	60
23	介護職員	技術吏員	53	47	清掃・洗濯員	臨時職員	37
24	介護職員	技術吏員	53				

外部監査の結果

1. 損益の状況について

(1) 平成 18 年度の損益状況

平成 18 年度における損益状況の主な内容と、施設運営事業収益に対する比率は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	金 額	比 率	主 な 内 容
施設運営事業収益	305,394	100.0%	
介護保健施設介護料収益	250,179	81.9%	介護保健施設サービスに係る介護報酬収益と利用者負担金
居宅介護料収益	7,213	2.4%	短期入所、通所リハビリに係る介護報酬収益と利用者負担金
利用者等利用料収益	48,001	15.7%	利用者の食費、居住費、室料、教養娯楽費、日用品費
施設運営事業費用	303,809	99.5%	
給与費	227,487	74.5%	給料、手当、報酬、賃金、退職手当、法定福利費
材料費	8,744	2.9%	医薬品、補助食品、療養材料(紙おむつ等)
経費	18,763	6.1%	光熱水費、賃借料、修繕費、消耗品費
委託費	37,708	12.3%	給食委託費、機器保守委託費
研修費	171	0.1%	職員の研修に係る旅費、参加費
減価償却費	10,885	3.6%	建物、建物附属設備、器械備品等の償却費
その他	48	0.0%	
営業利益	1,585	0.5%	
施設運営事業外収益	2,333	0.8%	
受取利息及び配当金	65	0.0%	預金利息
入所者等外給食収益	277	0.1%	職員等の給食収益
他会計補助金	0	0.0%	一般会計からの補助金
基金繰入金	0	0.0%	一般会計からの繰入金
その他	1,991	0.7%	主治医意見書作成料、施設実習費
施設運営事業外費用	27,943	9.1%	
支払利息	24,720	8.1%	企業債利息
入所者等外給食委託費	293	0.1%	職員等の給食委託費
雑支出	2,928	1.0%	仮受消費税と仮払消費税の差額を雑支出で計上
経常利益	-24,023	-7.9%	
特別利益	47	0.0%	
特別損失	339	0.1%	
当年度純利益	-24,315	-8.0%	
前年度繰越利益剰余金	0	0.0%	
当年度未処分利益剰余金	-24,315	-8.0%	

(2) 損益状況の推移

(単位：千円)

年度 項目	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
施設運営事業収益	359,984	347,144	332,877	321,592	305,394
介護保健施設介護料収益	332,341	317,391	303,529	278,382	250,179
居宅介護料収益	10,941	13,015	13,071	10,969	7,213
利用者等利用料収益	16,701	16,737	16,277	32,240	48,001
施設運営事業費用	308,812	313,275	317,973	331,519	303,809
給与費	204,222	210,970	215,209	219,979	227,487
材料費	10,511	10,312	10,052	9,037	8,744
経費	22,514	20,600	23,927	35,057	18,763
委託費	46,044	45,908	43,162	42,934	37,708
研修費	426	318	287	183	171
減価償却費	25,093	25,164	25,334	24,109	10,885
その他	0	0	0	217	48
営業利益	51,171	33,869	14,904	-9,927	1,585
施設運営事業外収益	9,069	17,172	38,937	16,513	2,333
受取利息及び配当金	30	30	30	25	65
入所者等外給食収益	647	727	543	537	277
他会計補助金	5,700	15,000	18,500	15,000	0
基金繰入金	0	0	18,700	0	0
その他	2,692	1,415	1,163	951	1,991
施設運営事業外費用	32,986	32,149	31,095	30,623	27,943
支払利息	28,606	27,728	26,791	25,790	24,720
入所者等外給食委託費	699	770	584	567	293
雑支出	3,680	3,650	3,719	4,265	2,928
経常利益	27,254	18,892	22,746	-24,036	-24,023
特別利益	0	0	0	945	47
特別損失	0	0	0	134,255	339
当年度純利益	27,254	18,892	22,746	-157,347	-24,315
前年度繰越利益剰余金	3,813	3,868	3,960	21,707	0
資本金へ組入	0	0	0	135,697	0
当年度未処分利益剰余金	31,068	22,760	26,707	56	-24,315

剰余金処分の推移

(単位：千円)

年度 項目	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
当年度未処分利益剰余金	31,068	22,760	26,707	56	-24,315
利益剰余金処分数額					
減債積立金	9,200	6,800	2,000	56	0
利益積立金	9,000	6,000	1,500	0	0
建設改良積立金	9,000	6,000	1,500	0	0
翌年度未処分利益剰余金	3,868	3,960	21,707	0	-24,315

施設運営事業収益

入所及び通所ともに利用者数は、年々減少しており、全体として施設運営事業収益は減少の一途をたどっている。その中で、平成17年度以降の利用者等利用料収益が増加しているのは、平成17年10月に介護保険法が改正され、食費及び居住費が利用者負担になったことによるものである。

利用状況

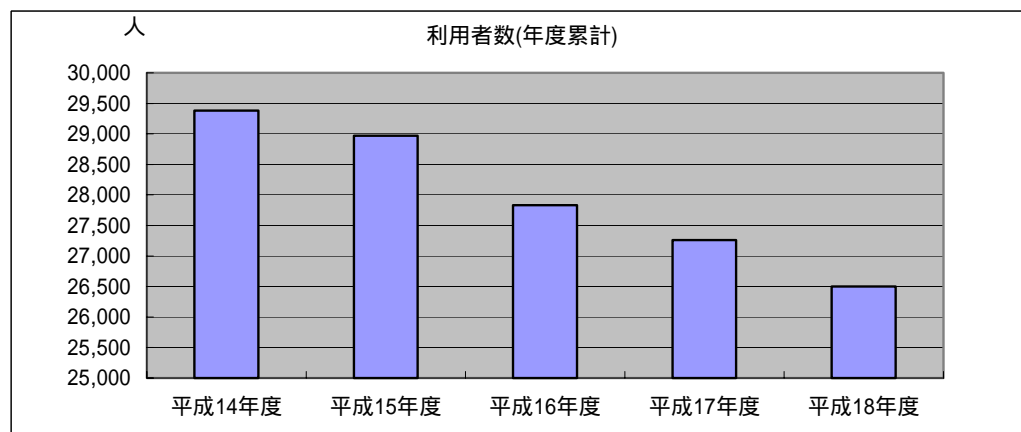
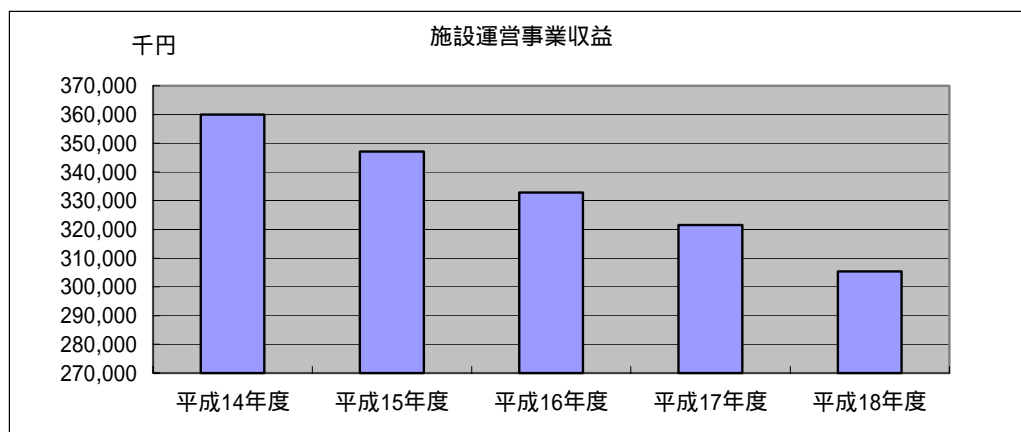
(単位：人)

年度		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
項目						
入所	介護保健施設サービス (a)	28,104	27,455	26,278	25,847	25,569
	短期入所療養介護 (b)	173	284	330	274	167
	1日当たり入所者数 (c)	77.5	75.8	72.9	71.6	70.5
通所	通所リハビリテーション (d)	1,103	1,231	1,223	1,142	765
	1日当たり利用者数 (e)	4.5	5.0	5.1	4.7	3.2
利用者数(a+b+d)		29,380	28,970	27,831	27,263	26,501

(注1)a、b、d は年度毎の累計利用者数

(注2)c=(a+b)÷365日 ただし、平成15年度は366日

(注3)e=d÷通所日数(土、日、祝祭日を除く。)



施設運営事業費用

職員の新陳代謝が殆どないため、給与費は、減少する要因がなく、定期昇給により年々増加している。特に、平成 18 年度は、退職者 3 名へ退職給与金 13,755 千円を支給したことが、増加要因となっている。経費については、平成 17 年度に屋根及び外壁の改修工事 16,700 千円を実施したため増加している。また、減価償却費が、平成 18 年度に著しく減少したのは、建物附属設備の一部について耐用年数が、平成 17 年度に到来したため減価償却費の計上がなくなったことによるものである。

施設運営事業外収益

主たる内容は、一般会計からの企業債利息補填としての、他会計補助金であるが、支給基準の定めがなく、補助金の算出根拠は不明確であった。また、平成 16 年度に計上されている基金繰入金 18,700 千円についても、内容及び算出根拠は、不明確であった。合併後、高松市になってからは、他会計補助金は 0 である。

特別損失

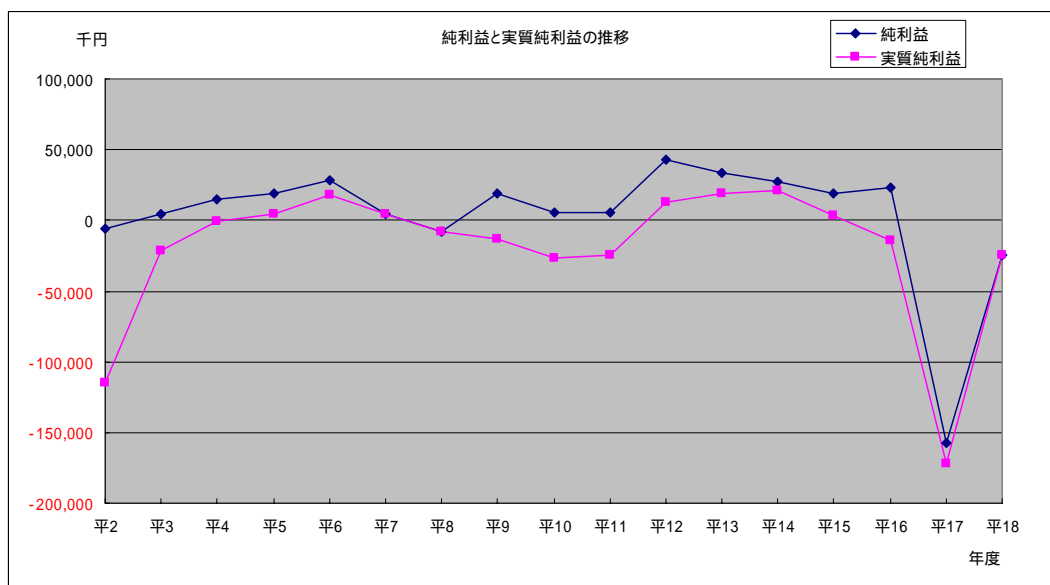
平成 17 年度に、特別損失 134,255 千円の計上がある。これは、主として、土地の売却及び町へ移管に伴う減少である 105,300 千円と、建物の帳簿価格の改訂による減少である 28,500 千円を、特別損失に振り替えたことにより生じたものである。問題をはらんでおり、具体的な検討は、固定資産の管理の状況についてで触れる。

資本金へ組入

平成 17 年度のうち、平成 18 年 1 月 10 日の合併前日で区切られた決算（以下、「平成 17 年度合併決算」という。）において、当年度未処理欠損金 135,697 千円は、自己資本金へ組み入れられている。

(3) 純利益と実質純利益の推移

こくぶんじ荘の当年度純利益には、一般会計からの補助金及び基金繰入金（以下、補助金等という。）が含まれている。純利益から補助金等を減じた実質純利益の推移を、施設の開設時にまで遡って示すと次のとおりである。



純利益で見ると、黒字の年度が多いように見える。平成2年度、平成8年度、平成17年度及び平成18年度は、赤字であるが、その他の年度は、すべて黒字となっている。ところが、実質純利益ベースでは、赤字の年度が圧倒的に多く、平成16年度から平成18年度に至る直近の3年間はすべて赤字となっている。特に、平成17年度においては、多額の特別損失を計上しているため、大幅な赤字となっている。

このように、こくぶんじ荘の損益計算上の純利益は、多分に一般会計からの補助金等により捻出されており、特に、入所者数の減少傾向にある近年においては、補助金等なくしての独立採算性の維持は、極めて困難な状況にある。

(4) 給与費について

職員数の推移

年度末における職員数の推移は、次のとおりである。

(単位：人)

区 分	平成14年度				平成15年度				平成16年度				平成17年度				平成18年度			
	正 規	嘱 託	臨 時	計	正 規	嘱 託	臨 時	計	正 規	嘱 託	臨 時	計	正 規	嘱 託	臨 時	計	正 規	嘱 託	臨 時	計
医師		1		1		1		1		1		1		1		1	1	1		2
薬剤師			1	1			1	1			1	1			1	1			1	1
看護職員	7	1		8	7	1		8	6	3		9	7	1		8	7	1		8
介護職員	17	2	2	21	16	3	2	21	15	5	2	22	15	4	1	20	15	5	1	21
支援相談員	1			1	1			1	1			1	1			1	1			1
理学療法士			1	1			1	1				0				0				0
作業療法士	1			1	1			1	1			1	1			1	1			1
栄養士	1			1	1			1	1			1	1			1	1			1
介護支援専門員				0	1			1	1			1	1			1	1			1
事務員	2			2	2			2	1	1		2	3	1		4	3			3
宿直管理人			2	2			2	2			2	2		2		2		2		2
運転手			1	1			1	1			1	1			1	1			1	1
清掃・洗濯			3	3			3	3			3	3			3	3			3	3
計	29	4	10	43	29	5	10	44	26	10	9	45	29	9	6	44	30	9	6	45

給与費の推移

職員の給与費の各年度の推移は、次のとおりである。

(単位：千円)

年 度 項 目	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
給 料	88,008	91,466	90,474	94,198	100,962
手 当	44,458	43,325	43,504	46,274	56,343
報 酬	16,270	17,587	14,180	14,770	18,486
賃 金	18,351	18,092	23,982	21,564	5,996
法定福利費	37,135	40,500	43,069	43,173	31,945
退職給与金	0	0	0	0	13,755
計	204,222	210,970	215,209	219,979	227,487

(注) 平成18年度の正規医師の給与費 9,709千円(給料3,765千円、手当5,161千円
法定福利費 783千円)は、一般会計で負担、こくぶんじ荘には計上されていない。

給与費は、全体として職員の高齢化及び定期昇給により年々増加している。給与費のうち平成 18 年度において、賃金が前年度の 21,564 千円から 5,996 千円へと著しく減少したのは、平成 18 年 1 月 9 日まで非常勤嘱託医師を除く非正規職員は、臨時雇用扱いであったため、賃金として支払っていたが、合併に伴い、介護職員及び宿直管理者が非常勤嘱託扱いとなり、報酬として支出することにしたためである。医師については、平成 18 年度において非常勤嘱託医師の他に正規職員の医師を確保し配備した。このため、非常勤嘱託医師の報酬が減り、前述の介護職員及び宿直管理者の報酬を加えても報酬は、トータルで約 3,700 千円増加の 18,486 千円に留まっている。

ここで、正規職員の医師の給与費 9,709 千円が一般会計より支給され計上されていないが、こくぶんじ荘における医療行為の対価として支払われるものであるため、こくぶんじ荘の給与費として計上すべきである。

また、同年度において法定福利費が約 11,000 千円減少しているのは、合併に伴い香川県市町総合事務組合を脱退したため、同組合に対する負担金の支払いがなくなったためである。したがって、退職手当は、退職給与金として計上されることとなり、平成 18 年度には、13,755 千円が計上されている。

(5) 損益状況の民間比較

介護老人保健施設を開設する医療法人の中から、同一医療圏内で入所定員 80 人の同規模法人を 5 件抽出し、平成 18 年度の損益状況について平均値を算出し、こくぶんじ荘と比較をすると、次のとおりである。

介護老人保健施設事業損益計算書

(単位：千円)

区 分	民間 5 法人平均		こくぶんじ荘	
	金 額	比 率	金 額	比 率
施設運営事業収益	387,590	100.0%	305,394	100.0%
介護保健施設介護料収益	266,515	68.8%	250,179	81.9%
居宅介護料収益	55,473	14.3%	7,213	2.4%
利用者等利用料収益他	65,602	16.9%	48,001	15.7%
施設運営事業費用	318,494	82.2%	303,809	99.5%
給与費	202,382	52.2%	227,487	74.5%
材料費	23,823	6.1%	8,744	2.9%
経費	52,190	13.5%	18,763	6.1%
委託費	19,363	5.0%	37,708	12.3%
減価償却費	20,736	5.3%	10,885	3.6%
その他	0	0.0%	219	0.1%
営業利益	69,096	17.8%	1,585	0.5%
営業外収益	4,576	1.2%	2,333	0.8%
営業外費用	8,742	2.3%	27,943	9.1%
支払利息	7,318	1.9%	24,720	8.1%
その他	1,424	0.4%	3,221	1.1%
経常利益	64,929	16.8%	-24,023	-7.9%
入所率	98.2%		87.6%	
要介護度平均	3.20		3.23	

こくぶんじ荘の各年度末の要介護度別入所者数の推移は、次のとおりである。

要介護度別入所者数

(単位：人)

年 度 区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
要介護 1	12	10	12	7	9
要介護 2	20	11	12	14	11
要介護 3	11	23	18	17	19
要介護 4	21	12	17	14	8
要介護 5	14	16	17	17	18
計	78	72	76	69	65

施設運営事業収益について

こくぶんじ荘の介護保健施設介護料収益 250,179 千円は、民間に比べ 16,336 千円も少ない。これは、入所率に大きな差があることに主たる原因がある。一般的に入所率は、90%が採算の分岐点といわれており、民間は 98.2%と殆ど満床の状況であるのに対して、こくぶんじ荘は 87.6%と 90%を下回っている。入所者の要介護度については、やや高めであるが大きな違いは見られない。

居宅介護料収益も、民間は 55,473 千円もあるのに、こくぶんじ荘は 7,213 千円しかない。これは、民間では通所リハビリテーションに力を傾注しており、定員 30 人の施設が多かったのに対して、こくぶんじ荘は、定員 10 人と少ないうえに、平日しか実施していないので、通所者の数が相当に少ないためである。

施設運営事業費用について

給与費について、74.5%であるが、一般会計より支給されている正規医師職員の給与 9,709 千円を含めたうえで算出すると 77.7%と民間の 52.2%に比し異常に高い。これは、民間ではその時の現実の入所者数に応じて人員配備しているのに対し、こくぶんじ荘は、常に入所定員を前提に人員配備しているために、不経済な支出となっていることが掲げられる。また、給与水準が高いこと、職員の高齢化が進んでいることは、既に触れた。

材料費については、民間と比較して、低い数値であるが、これは給食を外注委託しているためで、その分委託費は、多くなっている。したがって、材料費と委託費の合計で民間と比較すると大きな差は見られない。

経費については、民間がかなり高い数値になっているが、これは入所率が高いために費用も負担増となっているものであり、通所リハビリテーションに係る費用も多くなっているものである。

2. 財政の状況について

(1) 平成 18 年度の財政状況

(単位:千円)

区分		金額	比率	主な内容	
資 産	固定資産	土地	134,318	13.3%	施設土地
		建物	388,829	38.4%	施設建物
		建物附属設備	27,899	2.8%	施設建物附属設備
		構築物	853	0.1%	施設構築物
		医療用器械備品	1,254	0.1%	
		その他の器械備品	1,528	0.2%	ベッド、テレビ、食器洗浄器
		車両船舶	622	0.1%	リフト車
		合計	555,306	54.8%	
	無形固定資産	74	0.0%	電話加入権	
	合計	555,381	54.8%		
流動資産	現金預金	412,035	40.7%	手持現金及び銀行預金	
	施設運営事業未収金	44,616	4.4%	介護保険収入、利用者負担金収入	
	未収金	463	0.0%	主治医意見書収益	
	医薬品	150	0.0%		
	貯蔵品	188	0.0%	紙おむつ	
	合計	457,453	45.2%		
資産合計		1,012,834	100.0%		
負 債	流動負債	未払金	23,846	2.4%	退職給与金、委託料
		預り金	832	0.1%	所得税、住民税、共済組合掛金
	合計	24,678	2.4%		
負債合計		24,678	2.4%		
資 本	資本金	自己資本金	656,146	64.8%	一般会計出資金
		借入資本金	356,325	35.2%	企業債
		合計	1,012,472	100.0%	
	資本剰余金	国庫補助金	0	0.0%	施設整備に係る国庫補助金
		合計	0	0.0%	
	剰余金	減債積立金	0	0.0%	企業債償還のための積立金
		利益積立金	0	0.0%	損失補填のための積立金
		建設改良積立金	0	0.0%	建設改良工事のための積立金
		未処分利益剰余金	-24,315	-2.4%	
		合計	-24,315	-2.4%	
	資本合計		988,156	97.6%	
	負債資本合計		1,012,834	100.0%	

(2) 財政状況の推移

(単位:千円)

項目		年度						
		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度		
資 産	固定資産	土地	239,618	239,618	239,618	134,318	134,318	
		建物	460,879	451,464	442,049	398,612	388,829	
		建物附属設備	66,422	51,524	36,625	28,133	27,899	
		構築物	1,063	1,005	946	910	853	
		医療用器械備品	1,639	1,543	1,447	1,350	1,254	
		その他の器械備品	1,085	735	215	1,897	1,528	
		車両船舶	2,090	1,745	1,399	968	622	
		合計	772,801	747,637	722,302	566,192	555,306	
	無形固定資産	374	374	374	74	74		
	合計	773,176	748,012	722,677	566,267	555,381		
	流動資産	現金預金	367,492	403,867	434,256	425,450	412,035	
施設運営事業未収金		54,039	49,120	51,110	44,199	44,616		
未収金		1,819	265	482	639	463		
医薬品		350	188	554	174	150		
貯蔵品		203	431	430	188	188		
合計		423,905	453,875	486,833	470,652	457,453		
資産合計		1,197,082	1,201,887	1,209,511	1,036,920	1,012,834		
負 債	流動負債	未払金	7,983	7,655	7,228	6,917	23,846	
		預り金	0	0	0	764	832	
	合計	7,983	7,655	7,228	7,681	24,678		
負債合計		7,983	7,655	7,228	7,681	24,678		
資 本	資本金	自己資本金	561,190	561,190	561,190	656,089	656,146	
		借入資本金	417,242	403,484	388,788	373,091	356,325	
		合計	978,432	964,674	949,978	1,029,181	1,012,472	
	剰余金	資本剰余金	国庫補助金	56,500	56,500	56,500	0	0
			合計	56,500	56,500	56,500	0	0
		利益剰余金	減債積立金	37,000	46,200	53,000	0	0
			利益積立金	26,000	35,000	41,000	0	0
			建設改良積立金	60,096	69,096	75,096	0	0
			未処分利益剰余金	31,068	22,760	26,707	56	-24,315
	合計	154,165	173,057	195,804	56	-24,315		
	合計	210,665	229,557	252,304	56	-24,315		
資本合計		1,189,098	1,194,232	1,202,282	1,029,238	988,156		
負債資本合計		1,197,082	1,201,887	1,209,511	1,036,920	1,012,834		

財政状況を平成 18 年度についてみると、貸借対照表の資金バランスでは、固定資産 555,381 千円は、自己資本金 656,146 千円で十分賄われており、借入資本金 356,325 千円は、当初建物の建築資金として調達した企業債の未償還残高であるが、固定資産に対応しておらず、流動資産中の現金預金 412,035 千円の一部を構成する形となっている。

全体的な財政状況の推移としては、純資産（資本合計 - 借入資本金）は、平成 16 年度の 813,494 千円から、平成 17 年度は 656,147 千円、平成 18 年度は 631,831 千円と減少しており、ここ 3 年間悪化している。

個別に年度毎の推移をみれば、平成 17 年度に土地が減少しているのは、土地売却及び町へ移管したことに伴う減少である。建物についても、国庫補助金及び一般会計出資金相当額 28,500 千円を減額したことに伴う減少であるが、土地建物の処理の適否については、固定資産の管理状況についての箇所で述べる。また、同年度には高松市との合併により、剰余金を自己資本金に振り替えている。自己資本金の増加は、94,899 千円であるが、これは、減債積立金取崩 55,000 千円、利益積立金取崩 42,500 千円、建設改良積立金取崩 76,596 千円、資本剰余金取崩 56,500 千円の合計 230,596 千円から、合併時の欠損金 135,697 千円を控除して算出される。

平成 18 年度に未払金が増加しているのは、合併前まで香川県市町総合事務組合より本人に直接支払われていた退職手当が、こくぶんじ荘より支給されることになったため、年度末退職者に対する未払退職手当 13,755 千円が計上されているためである。

3. 退職手当支給事務等と退職給与引当金について

(1) 退職手当支給事務

こくぶんじ荘の職員の退職手当については、平成 17 年度の高松市との合併前まで香川県市町総合事務組合に加入しており、次のとおり、退職手当負担金として同組合へ支払っていた。

(単位:千円)

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
退職手当負担金	10,830	13,455	15,668	14,950

職員が退職したとき、国分寺町から香川縣市町総合事務組合へ退職手当請求書が提出され、退職手当は退職者本人の銀行口座に振り込まれる。このため、退職手当は、こくぶんじ荘の収支に反映されない。また、退職手当の請求事務は、国分寺町総務課が行っており、こくぶんじ荘は、事務手続に関与していなかった。

こくぶんじ荘が、退職手当の支給事務を行うようになったのは合併後で、事務の流れは「退職金の支給について」を起案し、決裁を受けた後に支出負担行為決議書兼支出命令書を作成し、退職者本人の銀行口座に振り込むこととしている。

(2) 退職手当負担金の精算

国分寺町は、平成 18 年 1 月 10 日に高松市と合併したことに伴い、香川縣市町総合事務組合を脱退し、次のとおり退職手当負担金の精算を行った。

香川縣市町総合事務組合負担金条例抜粋

(組合を脱退する場合の負担金の精算)

第 13 条 退職手当支給事務を共同処理する構成団体が組合を脱退する場合においては、既に納付した負担金の 60 分の 58 に相当する額と、当該構成団体の職員に支給した退職手当の総額との差額を還付し又は徴収する。

(単位:千円)

収入累計			支出累計			
前年度 収入累計	平成17年度 普通負担金	収入累計 (1)	前年度 支出累計	平成17年度 給付費 事務費		支出累計 (2)
1,966,505	109,871	2,076,376	1,991,574	216,638	3,662	2,211,874

$$\text{収入累計(1) - 支出累計(2) = 135,498千円}$$

国分寺町は、不足金 135,498 千円を同組合へ支払い精算しているが、精算については、国分寺町全体で行われ、こくぶんじ荘は負担していない。

(3) 退職給与引当金

こくぶんじ荘は、合併するまで、職員の退職手当については、香川縣市町総合事務組合に加入していたため、退職給与引当金を計上する必要はなかった。合併により、こくぶんじ荘を引き継いだ高松市は、こくぶんじ荘の職員を引き続き高松市職員とし

ているが、高松市は、高松市職員退職手当支給条例第7条第5項に基づき、在職期間を通算して退職手当を支給することとしている。このため高松市は、職員と共に多額の退職手当債務を引き継いだことになる。

地方公営企業法第20条は、「すべての費用及び収益を、その発生の実実に基づいて計上し、かつ、その発生した年度に正しく割り当てなければならない。」と規定しており、また、地方公営企業法及び同法施行に関する命令の実施についての依命通達では、退職給与引当金の計上基準について「各事業年度末日に在職する全職員が同日付をもって退職したと仮定した場合における支払うべき退職給与金の金額から前事業年度末日に在職した職員が同日付をもって退職したと仮定した場合における支払うべき退職給与金の金額を控除した金額を基準とすることが適当であること。」と定められている。

こくぶんじ荘の平成18年度末に在職する職員の、自己都合による退職手当要支給額は、次のとおりである。

職 種	人数 (人)	退職手当 (千円)
事 務 員	3	33,860
看 護 職 員	6	16,416
介 護 職 員	16	46,584
支 援 相 談 員 外	3	14,364
合 計	28	111,224

したがって、こくぶんじ荘は、平成18年度末決算において貸借対照表負債の部に、退職給与引当金が111,224千円計上不足となっている。

4. 収入事務について

(1) 収入事務の概要

こくぶんじ荘は、介護保険法に規定する介護保健施設サ - ビス、短期入所療養介護及び通所リハビリテーション等の事業を行っている。

介護保険法第8条第25項

介護老人保健施設とは、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設として、都道府県知事の許可を受けたものをいい、介護保健施設サービスとは、介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。

介護保険法第8条第10項

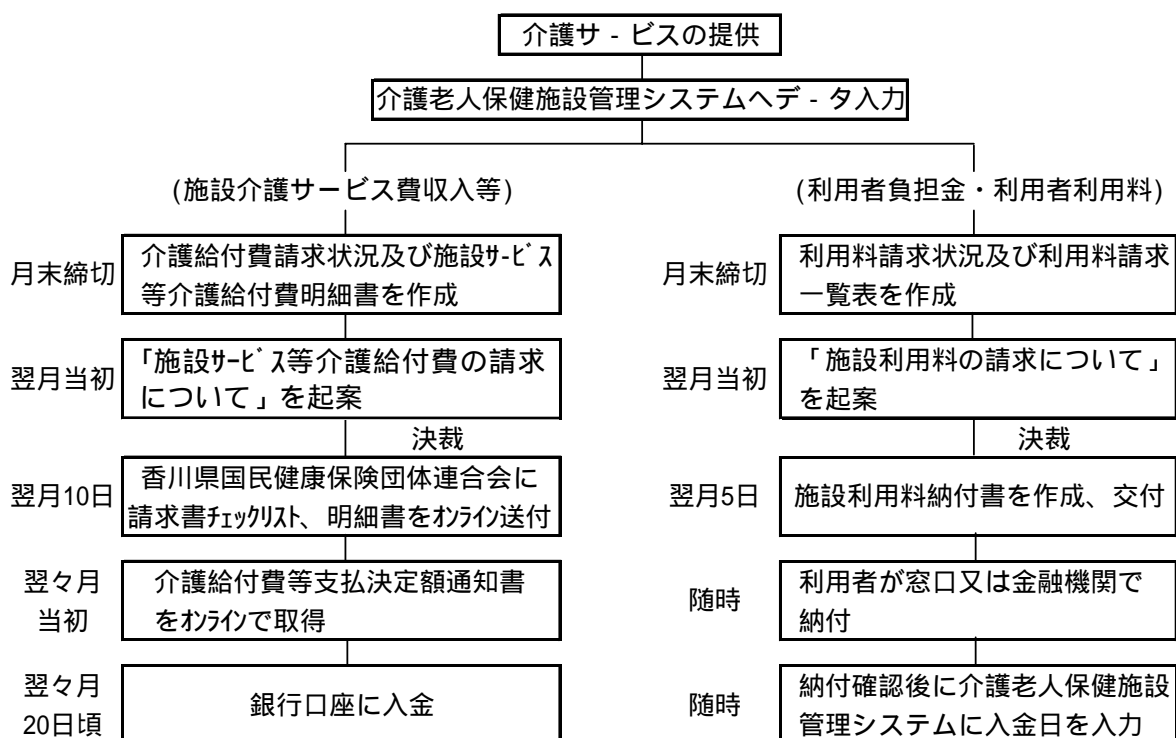
短期入所療養介護とは、居宅要介護者について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設その他の厚生労働省令で定める施設に短期間入所させ、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことをいう。

介護保険法第8条第8項

通所リハビリテーションとは、居宅要介護者について、介護老人保健施設、病院、診療所その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、当該施設において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションをいう。

これらの事業のうち、介護保健施設サ - ビスに係る施設介護サ - ビス費及び利用者負担金を「介護保健施設介護料収益」に、短期入所療養介護、通所リハビリテーションに係る居宅介護サ - ビス費及び利用者負担金を「居宅介護料収益」にしている。また、自己負担となる食費・居住費・室料・日用品費・教養娯楽費等を「利用者等利用料収益」にしている。

(2) 収入事務の流れ



(3) 収入事務の手続

介護老人保健施設であるこくぶんじ荘の主な収入は、介護保険給付の施設介護サービス費等である。介護保険法の規定により、市町村が支給するのは施設介護サービス費等の100分の90に相当する額で、市町村は、この請求に関する審査及び支払を国民健康保険団体連合会へ委託して行っている。

介護保険の、施設介護サービス費等の収入事務の手続は、次の手順で行われている。毎月1日から月末までの利用者の利用実績を集計して「介護給付費請求状況」を作成し、施設介護サービス費収入、短期入所療養介護サービス費収入、通所リハビリテーションサービス費収入を算定する。その後、利用者ごとの「施設サービス等介護給付費明細書」を作成し、「施設サービス等介護給付費の請求について」を起案し、上司の決裁を受ける。翌月10日までに香川県国民健康保険団体連合会に対して、請求書チェックリスト、明細書をオンライン送付にて提出する。翌々月の当初にオンラインで「介護給付費等支払決定額通知書」を取得し、翌々月の20日頃に香川県国民健康保険団体連合会から、指定銀行口座へ審査決定された請求金額が振り込まれてくる。

一方、施設介護サービス費等の100分の10に相当する額や食費及び居住費等の自己負担金・利用料収入の収入事務は、次の手順で行われている。担当者は、利用料請求一覧表を作成し、「施設利用料の請求について」を起案し、上司の決裁を受けた後に、施設利用料納付書を作成して利用者に手渡し又は郵送している。利用者は、窓口で現金で納付又は指定金融機関で納付する。納付を確認後、介護老人保健施設管理システムに入金日を入力して、収納管理を行っている。

(4) 未収金の管理について

平成18年度末における施設運営事業未収金の内訳は、次のとおりである。

(単位：千円)

発生年度	内 容	金 額
平成18年度	介護報酬収益 平成19年2月分	19,657
	介護報酬収益 平成19年3月分	19,163
	利用者利用料 平成19年2月分	131
	利用者利用料 平成19年3月分	5,519
	利用者利用料 内容不明	76
	小 計	44,548
平成17年度以前	介護報酬収益 平成18年3月分	10
	利用者利用料 内容不明	57
	小 計	67
	合 計	44,616

介護報酬収益及び利用者利用料が、2ヵ月分残るのは、事務の流れからして当然で、問題はない。平成18年3月分の介護報酬収益の未収金が残ったままになっているのは、既に減額調定されているので処理洩れであり、減額しなければならない。利用者利用料の未収金に内容不明の残高があるのは適切でない。

未収金の管理について、納付の都度、個人別に消し込みをしているが、未収金残高一覧表が作成されておらず、個人別の消し込みデータと一致していない。したがって、年度ごとの不一致分について内容が不明である。未収金は、発生後5年経過したものは少なくとも不納欠損処理をしなければならないが滞っている可能性もある。未収金の管理は、個別に台帳管理を行い、年度末には未収金残高一覧表を作成すべきである。

5. 企業債について

こくぶんじ荘は、介護老人保健施設の建設資金として、平成2年8月20日に旧大蔵省を引受人として、発行総額 500,000 千円の企業債（利率 6.70%、償還終期 平成32年3月25日）を発行し資金調達をしている。

こくぶんじ荘を開設してからの企業債及び現金預金（以下「現預金」という。）の残高と支払利息は次のとおりに移している。

（単位：千円）

年 度 \ 項 目	企業債残高	現預金	支払利息
平成 2年度	500,000	27,527	25,118
平成 3年度	500,000	21,138	33,730
平成 4年度	500,000	56,604	33,500
平成 5年度	500,000	98,479	33,500
平成 6年度	500,000	151,270	33,500
平成 7年度	491,879	200,577	33,366
平成 8年度	483,205	158,728	32,813
平成 9年度	473,940	191,787	32,222
平成 10年度	464,043	216,254	31,590
平成 11年度	453,473	236,274	30,916
平成 12年度	442,183	287,753	30,196
平成 13年度	430,123	330,670	29,427
平成 14年度	417,242	367,492	28,606
平成 15年度	403,484	403,867	27,728
平成 16年度	388,788	434,256	26,791
平成 17年度	373,091	425,450	25,790
平成 18年度	356,325	412,035	24,720

推移をみると、現預金の残高は増加傾向にあり、平成15年度に企業債の残高を上回るに至っている。多額の現預金残高は、用途のない余剰資金となったままである。将来の利子負担を考えれば、企業債を繰上償還すべきところであるが、制度上の制約により現在に至るまで未償還である。

(1) 余剰資金の発生原因

現預金残高と留保資金を年度ごとに表わすと、次のとおりである。なお資金は、
純利益 + 非資金費用項目 + 資本的収入 - 資本的支出で留保される。

(単位：千円)

年度	純利益	非資金費用項目	資本的収入	資本的支出	留保資金		現預金
					単年度	累計	
平成 1年度	0	0	321,088	321,088	0	0	0
平成 2年度	-5,980	0	720,735	724,594	-9,839	-9,839	27,527
平成 3年度	4,169	25,815	500	0	30,484	20,645	21,138
平成 4年度	14,491	27,397	1,003	942	41,949	62,594	56,604
平成 5年度	19,098	27,492	0	0	46,590	109,184	98,479
平成 6年度	28,048	27,501	0	2,600	52,949	162,133	151,270
平成 7年度	4,952	28,982	28,500	61,523	911	163,044	200,577
平成 8年度	-8,080	27,970	5,000	10,955	13,935	176,979	158,728
平成 9年度	19,523	28,714	0	10,356	37,881	214,860	191,787
平成 10年度	5,325	25,907	0	9,896	21,336	236,196	216,254
平成 11年度	6,034	25,907	0	10,570	21,371	257,567	236,274
平成 12年度	42,725	25,907	0	11,290	57,342	314,909	287,753
平成 13年度	33,606	24,996	0	13,130	45,472	360,381	330,670
平成 14年度	27,254	25,093	0	14,801	37,546	397,927	367,492
平成 15年度	18,892	25,164	0	13,758	30,298	428,225	403,867
平成 16年度	22,746	25,334	0	14,695	33,385	461,610	434,256
平成 17年度	-157,347	158,364	0	16,756	-15,739	445,871	425,450
平成 18年度	-24,315	10,885	0	16,766	-30,196	415,675	412,035
合計	51,141	541,428	1,076,826	1,253,719	415,675		

非資金費用項目の内訳は、次のとおりである。

(単位：千円)

年度	非資金費用項目			
	減価償却費	繰延資産償却	固定資産売却損	計
平成 1年度	0	0	0	0
平成 2年度	0	0	0	0
平成 3年度	25,815	0	0	25,815
平成 4年度	25,815	1,582	0	27,397
平成 5年度	25,893	1,599	0	27,492
平成 6年度	25,893	1,608	0	27,501
平成 7年度	25,973	3,009	0	28,982
平成 8年度	26,241	1,729	0	27,970
平成 9年度	25,710	3,004	0	28,714
平成 10年度	25,907	0	0	25,907
平成 11年度	25,907	0	0	25,907
平成 12年度	25,907	0	0	25,907
平成 13年度	24,996	0	0	24,996
平成 14年度	25,093	0	0	25,093
平成 15年度	25,164	0	0	25,164
平成 16年度	25,334	0	0	25,334
平成 17年度	24,109	0	134,255	158,364
平成 18年度	10,885	0	0	10,885
合計	394,642	12,531	134,255	541,428

資本的収入及び支出の内訳は、次のとおりである。

(単位：千円)

項目 年度	資本的収入				資本的支出		
	企業債	国庫負担金等	出資金	計	建設改良費	企業債償還	計
平成 1年度	0	4,949	316,139	321,088	321,088	0	321,088
平成 2年度	500,000	28,051	192,684	720,735	724,594	0	724,594
平成 3年度	0	0	500	500	0	0	0
平成 4年度	0	0	1,003	1,003	942	0	942
平成 5年度	0	0	0	0	0	0	0
平成 6年度	0	0	0	0	2,600	0	2,600
平成 7年度	0	23,500	5,000	28,500	53,403	8,120	61,523
平成 8年度	0	0	5,000	5,000	2,281	8,674	10,955
平成 9年度	0	0	0	0	1,091	9,265	10,356
平成 10年度	0	0	0	0	0	9,896	9,896
平成 11年度	0	0	0	0	0	10,570	10,570
平成 12年度	0	0	0	0	0	11,290	11,290
平成 13年度	0	0	0	0	1,071	12,059	13,130
平成 14年度	0	0	0	0	1,920	12,881	14,801
平成 15年度	0	0	0	0	0	13,758	13,758
平成 16年度	0	0	0	0	0	14,695	14,695
平成 17年度	0	0	0	0	1,060	15,696	16,756
平成 18年度	0	0	0	0	0	16,766	16,766
合計	500,000	56,500	520,326	1,076,826	1,110,050	143,669	1,253,719

この表によると、分析上の留保資金と実際の現預金残高に大きな隔たりはなく、年度を経るにつれ留保資金が増加して、余剰資金となっている。ここで注目すべきは純利益には、補助金等が含まれており、余剰資金が、事業活動から生じたものだけではなく、むしろ補助金等を原資に留保されてきたという点である。

純利益と補助金等の推移を示すと、次のとおりである。

(単位：千円)

	純利益	補助金等			実質純利益
		基金繰入金	他会計補助金	計	
平成 2年度	-5,980	108,445	0	108,445	-114,425
平成 3年度	4,169	0	25,382	25,382	-21,213
平成 4年度	14,491	15,593	0	15,593	-1,102
平成 5年度	19,098	15,000	0	15,000	4,098
平成 6年度	28,048	10,000	0	10,000	18,048
平成 7年度	4,952	0	0	0	4,952
平成 8年度	-8,080	0	0	0	-8,080
平成 9年度	19,523	32,223	0	32,223	-12,700
平成 10年度	5,325	0	31,591	31,591	-26,266
平成 11年度	6,034	30,916	0	30,916	-24,882
平成 12年度	42,725	30,196	0	30,196	12,529
平成 13年度	33,606	14,714	0	14,714	18,892
平成 14年度	27,254	0	5,700	5,700	21,554
平成 15年度	18,892	0	15,000	15,000	3,892
平成 16年度	22,746	18,700	18,500	37,200	-14,454
平成 17年度	-157,347	0	15,000	15,000	-172,347
平成 18年度	-24,315	0	0	0	-24,315
合計	51,141	275,787	111,173	386,960	-335,819

(2) 企業債についての問題点と課題

償還期間について

企業債の償還期間は、将来の資金繰り状況を見込んだうえで慎重に決定すべきものであった。償還終期は平成 32 年とされているが、10 数年間のキャッシュフローからすれば、当初の見込を大きく上回る余剰資金が発生している。

この点に、当初の償還期間の検討についての資金計画の甘さが見受けられるところである。

補助金等について

純利益には補助金等が含まれており、その額は平成 18 年度までの累計で 386,960 千円にも及び、現預金残高 412,035 千円の約 94%を占めている。補助金等については、支給基準の定めがなく、また、内容及び算出根拠が不明確で、余剰資金発生の原因となっており、その必要性について疑問を持たざるを得ない。

今後の課題

企業債を繰上償還することなく、予定どおり償還していった場合、平成 19 年度以

降、償還終期までの利子負担額は、概算で 167,116 千円(注)にものぼり、事業を継続していくうえで大きな負担となる。

こくぶんじ荘は、利用者の減少傾向が続くなか、人件費の負担増等により営業利益は著しく減少しており、一般会計からの補助金等なしには、企業債利子の負担ができない損益の状況になっている。

したがって、できるだけ早期に、余剰資金となっている現預金で、企業債を償還するよう努力することが望まれる。

(注) 企業債平均残高：(平成 18 年度残高 356,325 千円 + 0) ÷ 2 = 178,162 千円

支 払 利 息：178,162 千円 × 6.7% × 14 年 = 167,116 千円

6. 業務委託の契約事務について

こくぶんじ荘が委託している業務は、給食委託を始めとして、機器保守委託等で約 20 件ある。平成 18 年度の年間の契約額は、37,708 千円で、その内容は、次のとおりである。

(単位：千円)		
業 務 内 容	業 者 名	金 額
食事サービス提供業務	(株)ボスコフードサービス	30,415
設備管理委託	大成サービス(株)	1,980
消防用設備保守点検業務	日本システムサービス(株)	356
財務会計システム追加機能導入業務	(株)アール・シー・エス	750
洗濯委託	香川県社会福祉事業団	931
市民病院医師派遣委託	高松市民病院	1,238
浄化槽汚泥汲取り委託	(株)高松衛生社	420
一般廃棄物収集運搬処理業務	丸喜運輸機工(株)	571
その他		1,047
合 計		37,708

委託先についての業務委託契約は、すべて随意契約であった。

ここで、随意契約とは、地方公共団体が入札によらずに、任意に決定した相手と契約を締結することをいう。

地方公共団体が行う契約は、入札によることが原則であり、随意契約は、法令の規

定によって認められた場合にのみ行うことができる。随意契約によろうとする場合は、なるべく見積書を徴取すること、また、なるべく二以上の者から見積書を徴取することとされている。なお、競争入札の場合は、予定価格内最廉価格で落札しなければならない規定があるが、随意契約については明確に定められていない。しかし、趣旨に照らし合わせれば、競争入札と同様に、予定価格内最廉価格の者と契約すべきである。

随意契約は、競争入札に比べて手続が簡単であり、短期で契約締結することができるといった長所はあるが、競争原理が十分働かず経済性、公平性及び透明性の点から問題が生じやすい。

そこで、随意契約が、法令の規定によって認められる場合として、地方自治法施行

1. 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
2. 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
3. ~4. 省略
5. 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
6. 競争入札に付することが不利と認められるとき。
7. 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
8. 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
9. 落札者が契約を締結しないとき。

令第 167 条の 2 第 1 項において、次のとおり規定されている。

また、高松市においては、随意契約について高松市契約規則第 18 条に次のとおりの定めがある。

1. 市長は、随意契約により契約を締結しようとする場合において必要と認めるときは、あらかじめ予定価格を定めなければならない。ただし、予定金額を以って予定価格とすることができる。
2. 市長は、随意契約による場合においては、契約書案その他見積りに必要な事項を示して、なるべく 2 以上の者から見積書を提出させなければならない。た

だし、国または他の地方公共団体と契約しようとするとき、生鮮食料品等で見積書を提出させるいとまがないとき、官報その他のものにより価格が確定し見積書を提出させる必要がないとき、または特別に市長が認めたときは、この限りでない。

- (1) こくぶんじ荘においては、高松市との合併前までは、決裁伺書により庁内の決裁を受けた後に業者と随意契約を締結しているが、殆どの契約に自動更新条項が付いており、毎年度継続して同一業者に委託していた。したがって、競争原理は全く働いていなかった。
- (2) 平成 18 年度は、高松市の施設となり市から職員が配属され、業務委託の契約事務について、次のとおり改めている。なお、香川県社会福祉事業団（洗濯委託）及び高松市民病院（医師派遣委託）を除く、金額 500 千円超の契約について調査した。

食事サービス提供業務

あらかじめ予定金額を定めたうえで、平成 18 年 3 月 29 日に見積説明会を実施した。5 業者が参加し、同月 30 日に 4 業者より見積書を徴取し、最も安い(株)ボスコフードサービスを選定して、同年 4 月 1 日に件名「平成 18 年度食事サービス提供業務の単価契約の締結について」を起案し、同日決裁を受け、業務委託契約書を作成し、契約を締結している。この結果、長年、食事サービス提供業務を受託していた業者は、見積価格が高かったため、受託できなかった。

設備管理委託

あらかじめ予定金額を定めたうえで、平成 18 年 3 月 29 日に見積説明会を実施した。3 業者が参加し、同月 31 日に 3 業者より見積書を徴取し、最も安い大成サービス(株)を選定して、同年 4 月 1 日に件名「平成 18 年度管理業務委託契約の締結について」を起案し、同日決裁を受け、管理委託契約書を作成し、契約を締結している。

財務会計システム追加機能導入業務

平成 18 年 8 月 10 日に見積書を徴取し、同日に件名「地方公営企業財務会計シ

ステム追加機能導入業務委託契約の締結について」を起案し、同日決裁を受け、業務委託契約書を締結している。1 者見積り及び業者選定の理由としては、元の財務会計システムは、(株)アール・シー・エスのソフトを導入しており、本業務はその機能を追加するものであるからとしている。

一般廃棄物収集運搬処理業務

あらかじめ予定金額を定め、平成 18 年 3 月 29 日に見積説明会を実施した。3 業者が参加し、同月 30 日に 3 業者より見積書を徴取し、最も安い丸喜運輸機工(株)を選定して、同年 4 月 1 日に件名「平成 18 年度一般廃棄物収集運搬処理業務委託契約の締結について」を起案し、同日決裁を受け、一般廃棄物収集運搬処理業務委託契約書を作成し、契約を締結している。

上記 は、元の納入業者と引き続き契約することが必要な業務であり、随意契約をすることができる根拠である地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当している。

、及び については高松市契約規則に則り、あらかじめ予定価格を定め、2 以上の者から見積書を提出させて最廉価格の者と契約しているため、随意契約ではあるが、競争原理を働かすようにしている。

7. 固定資産の管理状況について

(1) 固定資産の管理状況

固定資産は、有形固定資産である土地、建物、建物附属設備、構築物、医療用器械備品、その他の器械備品、車両船舶と無形固定資産である電話加入権である。

こくぶんじ荘では、資産管理に必要な資産台帳は作成していなかった。唯一の明細の分る資料としては、パソコンで作成している「減価償却費計算書」のみであった。この減価償却費計算書も、当該年度に償却計算をする資産しか計上しておらず、存在する固定資産を網羅的に計上しているものではなかった。このため、減価償却費計算書と決算書（貸借対照表及び固定資産明細表）とは、建物及び構築物の科目は符合できたが、他の科目（建物附属設備、医療用器械備品、その他の器械備品及び車両船舶）

は過年度より平成 18 年度に至るまで金額が不一致であった。

その他金額不一致の理由となる主な誤りと実施した修正及び不備項目は、次のとおりである。なお、土地及び建物については、更に様々な問題点が検出されたので、項目を分けた。

減価償却の方法は、残存価格を 1 割とする定額法である。ここで、償却計算の基礎となる帳簿原価（いわゆる取得価額のことである。）は、同一物件なら各年度とも同一数字が使用されなければならないが、年度により異なる金額になっているものがある。この理由は、消費税の会計処理の混乱にある。

こくぶんじ荘の採用している消費税の処理方法は、税抜き処理である。しかし、誤って税込み処理をした年度もあるし、決算では税抜き処理を正しくしているにもかかわらず、減価償却費計算書の帳簿原価を税込み金額を使って計算していた年度もあった。これらの誤りに気付いた後の年度に、減価償却費計算書の帳簿原価のみを修正している。この修正により、正しい数字になったものもあるが、税込み処理をしていたものについては、過年度修正の会計処理を伴い決算書も同時に直さなければならないにもかかわらず、減価償却費計算書だけを修正しているので、してはいけない修正をしていることになる。

固定資産が存在している限り、資産管理目的上、減価償却費計算書に備忘価額を残しておくのが、一般的処理である。こくぶんじ荘では、耐用年数に到達すれば、償却が終了した年度という認識をして、残存価格を除却して特別損失に振り替えるという会計処理をしている。このため、次年度からは物品が存在しても、帳簿管理対象外となり、いわゆる簿外資産になるので、この処理自体適切でなかった。

ところで、この処理方法に従っていない次の誤り a、b が存在した。

a . 平成 2 年度購入の車両（帳簿原価 853 千円、残存価格 85 千円）及びテレビ（帳簿原価 697 千円、残存価格 69 千円）は、平成 10 年度が償却終了年度であったため、減価償却費計算書上では次年度から消去している。しかし、決算書では除却処理を失念していた。したがって、数年間、金額不一致の原因となっ

ていたが、これについては、平成 17 年度合併決算において誤りを発見したので、貸借対照表及び固定資産明細表から減額して、特別損失に計上し、正しく修正をした。

b . 平成 16 年度に購入したプラズマテレビ 2 台（帳簿原価 945 千円、未償却残額 697 千円）は、減価償却費計算書に計上され、償却計算されているにもかかわらず、決算書においては誤って、固定資産として処理されず、貸借対照表及び固定資産明細表に計上されていなかった。したがって、金額不一致の原因となっていた。平成 17 年度合併決算において誤りを発見し、特別利益に計上し、貸借対照表及び固定資産明細表の金額を増加して、正しく修正をした。

a、b のような誤りが生じるということからいえることは、資産台帳がなく、代替する機能を果たす減価償却費計算書も記載に誤りや不備が多く、管理機能は全く果たせていないということである。したがって、固定資産の管理状況は、悪いと言わざるを得ない。貸借対照表の固定資産及び固定資産明細表の一部は、内訳の明細が、分らない状況である。

(2) 土 地

土地の面積は、登記簿によれば 7,323.9 m²であり、土地の名義は、現在も国分寺町のままで変更されていない。

土地の価格は、決算書のうえで 134,318 千円とされているが、土地台帳がないためどのように算出したか分からない。用地買収及び造成工事の価格からは、次に土地の面積と価格で示すとおり 133,258 千円と算出される。

こくぶんじ荘の土地については、面積及び価格が、管理把握されていたとはいえない。

また、土地の一部を売却する際、財産区分が不明確であるとともに、売却価格及び売却手続に、不適正な対応があり、会計処理も不適切であった。

土地の面積と価格

施設開設時の決算書に記載されている土地の用地買収及び造成工事の状況は、次のとおりであった。

契約日	相手先		面積 (㎡)	金額 (千円)
平成元年12月15日	国分寺町土地開発公社	1	12,716.71	186,207
平成 2年 2月 2日	大蔵省四国財務局	2	188.06	1,406
平成 2年 3月12日	民間地主1名	3	170.71	1,775
用地買収計			13,075.48	189,388
平成元年11月16日	大成建設(株)四国支店 (建設仮勘定より振替)		-	50,230
造成工事計			-	50,230
合計			13,075.48	239,618

国分寺町は、上記の面積 13,075.48 ㎡を平成 16 年度まで決算資料「財産に関する調書(土地及び建物)」に公共用財産 13,075 ㎡と記載してきた。しかし、平成 17 年第 12 回国分寺町議会において、議員の質疑に対し間違いであるとして、平成 16 年度決算資料の中の面積を 7,323 ㎡に訂正した。

そこで、登記簿を調査したところ、面積は次のように推移していた。

土地(1、 2)は、平成2年7月5日合筆され、12,998.77㎡(地番2081)となっている。土地(3)は、平成2年3月23日分筆され170.71㎡(地番2126番3)となっている。したがって、土地面積を平成2年度には、13,169.48㎡に変更しておかなければならなかった。

国分寺町は、社会福祉法人国分寺福祉会を設立し、こくぶんじ荘の隣りに特別養護老人ホームたちばな荘の施設を建設した。たちばな荘の施設は、こくぶんじ荘の土地の上に建っており、国分寺町は、このこくぶんじ荘の敷地を無償使用させることとして使用貸借契約締結のため、平成6年7月22日地番2081の土地を、登記簿上、次の3筆に分筆した。

地番2081番 1 7,153.19㎡

地番2081番 2 4,347.66㎡

地番2081番 3 1,497.91㎡

分筆された結果、登記簿上のこくぶんじ荘の土地は0.01㎡減少した。

こくぶんじ荘は、たちばな荘へ無償貸与していた土地4,347.66㎡(地番2081番2)

を、平成17年12月27日社会福祉法人国分寺福祉会へ売却した。また、法面及び道路となっていた土地1,497.91㎡（地番2081番3）を国分寺町へ所管換えを行った。

推移をまとめて、こくぶんじ荘の土地の面積と価格を、平均単価を算出して、それぞれの面積に乗じて求めると、次のとおりになる。

平均単価 : 239,618 千円 ÷ 13,169.47 ㎡ 18,194.96 円/㎡

内 容	地 番	面 積 (㎡)		金 額 (千円)
こくぶんじ荘の敷地	2081番1	7,153.19	計	133,258
	2126番3	170.71	7,323.90	
売却した土地	2081番2	-	4,347.66	79,105
町へ所管換えした土地	2081番3	-	1,497.91	27,254
	合 計		13,169.47	239,618

土地売却の問題点について

国分寺町は、昭和から平成に年号が変わる頃、高齢者福祉対策事業に力を入れ、平成2年度に老人保健施設こくぶんじ荘を、平成8年度に前出の特別養護老人ホームたちばな荘を、町内に整備した。こくぶんじ荘は、町の直営であり、たちばな荘は、社会福祉法人であるが実質上町が運営していた。ところが、平成18年1月10日に国分寺町は、高松市に合併されることとなったため、合併に備えてたちばな荘について対策を打ち出した。たちばな荘の事業が安定して継続できるようにという趣旨の下に、社会福祉法人の理事を町の関係者から民間人へ変更することによる経営の承継及び将来負担となる土地問題（有償地代の発生又は土地の買取り問題）に決着をつけておくという内容であった。

当時の経緯について、平成17年第12回国分寺町議会定例会会議録を閲覧し、調査した結果、土地売買承認を内容に含む議案の審議は、相当に紛糾しており、2つの問題点が明確になっている。第1は、売買される土地は、行政財産であるため売り払うことはできないという点、第2は、売買価格が安過ぎ価格の根拠が十分示されていないという点である。

国分寺町議会は、こうした意見はあるものの、採決に入り、賛成多数でもって議案

を承認し、平成 17 年 12 月 12 日に町有財産売買契約書を締結した。その内容は、次のとおりである。

契約者	買受人	社会福祉法人 国分寺福祉会
	売払人	国分寺町
売買物件	綾歌郡国分寺町新名字橋 2081 番 2	
	土地	宅地 4,347.66 m ²
売買代金	金	18,695,000 円

a . 行政財産であったか普通財産であったかについて

法では、公有財産について次のとおり規定している。

第238条（公有財産の範囲及び分類）

1. ~ 2. 省略

3. 公有財産は、これを行政財産と普通財産とに分類する。

4. 行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。

第238条の4（行政財産の管理及び処分）

1. 行政財産は、次項から第4項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

2. ~ 5. 省略

6. 第1項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

7. 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

8. 前項の規定による許可を受けてする行政財産の使用については、借地借家法の規定は、これを適用しない。

9. 第7項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。

第238条の5（普通財産の管理及び処分）

1. 普通財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができる。

上記のとおり、土地が行政財産であれば売り払うことはできない。売り払うためには、用途変更がなされ、普通財産になっていなければならない。

行政財産の用途を変更しようとするときは、高松市公有財産事務取扱規則第 24 条では、「公有財産管理者は、その公有財産の台帳副本記載事項および用途の変更の理由その他の必要事項を記載し、市長の決裁を受けなければならない、行政財産用途変更届により直ちに財務部長に届け出なければならない。」とされている。

国分寺町においても、規則上、同様の手続が求められていた筈である。

議会会議録によれば、町長は「一連の手続につきましては、担当課の方で調査し決定をし、手続をとったというふうに、正当にできたものと確信をいたしております。」と答弁し、収入役は「こくぶんじ荘の土地を分割して、たちばな荘の用に供する土地とした段階で、これは普通財産となっていると認識いたします。」と答弁しているが、これを聞いた質問議員は「普通財産か行政財産か、帳簿上分らなかったということでお聞きした。」と発言している。また、総務課長は、「普通財産ということの定義付けでよろしいと思います。行政財産、普通財産ということで、今まで（平成 16 年度まで）の決算書の中に、あちこちの資料が普通財産に載ってみたい、行政財産の方に、こくぶんじ荘の財産のそのままになっておったり、非常に不明確でございます。その辺りを、今後また修正をかけていきたい。今回、普通財産ということで、歳入を一般会計の方に入れさせていただきたい。」「財産管理につきましては総務課で台帳を作成し、管理をしておりますけれども、その台帳の調整が十分でないということを反省し、今後早急に台帳を正常な状況に整備したいと思います。」と答弁している。

この一連のやり取りからすると、国分寺町は、この土地を規則上の手続を踏んで、普通財産に変更する事務はできていない。また、議案が、賛成多数で議会で承認されたことからして、議会審議後、土地の売買時までには、用途変更の手続を完了していたとは考えられない。

したがって、この土地売買は、法令等に基づく適正な事務処理の下に行われたとは言えない。

b . 売却価格の妥当性について

土地の売却価格についての問題点は、「土地価格 239,618 千円、面積 13,169.47 m²、単価 18,194 円/m²の土地の一部 4,347.66 m²を、売却価格 18,695 千円、売買単価にすると 4,300 円/m²という極端に安い価格で売る根拠があるか」というものであった。これに対して、保健福祉課長は、「価格設定につきましては、土地の鑑定評価を基本に売買価格を設定しております。これにつきましては、不動産鑑定士に鑑定依頼をいたしまして、その結果が適正であるというふうに執行部は判断をいたしまして、今回補正予算に計上させていただいております。」と議会で答弁している。

しかし、議会に鑑定書は開示されておらず、結局、価格についての具体的根拠は、何ら示されていない。鑑定評価書が、現実に存在したか否かについても定かではない。

そこで、評価を調べてみた。この土地は、路線価設定地域外のため、路線価を求めることはできなかった。

高松市資産税課に固定資産税評価額を仮算定してもらったところ、平成 19 年度で 12,100 円/m²と算定された。これを基に、当時の土地の時価を算出する。この地域の地価下落率を 1 割とし、固定資産税評価額は、一般的に時価の約 7 割とされているので割り戻し計算すると、 $12,100 \text{ 円/m}^2 \div 0.9 \div 0.7 = 19,206 \text{ 円/m}^2$ が、当時の土地の時価である。高松市資産税課の採用している奥行価格補正率 0.81 及び不整形補正率 0.72 を勘案すれば、11,200 円/m²となる。いずれにせよ、売買単価である 4,300 円/m²は、時価の 2 分の 1 以下の極端に安い価格であった。

不可解な価格に明確な答えが見い出せないため、議会会議録を読み返し、調べてみた。すると、次のような曖昧な表現であるが、ある事情が折り込まれた価格であると読み取れた。

議会における町側の発言である。「社会福祉法人の土地、建物、それから経営の承継ということでありますけれども、町がどうしても必要な施設ということで、今まで福祉医療機構の借入の元利部分を一般会計から補助をして補填をしていくという経

過もごさいますが、今後につきましては、その債務についても町からの補助が無くなるという前提で、法人の方が今後も引き継いでいただけるということもあります。それから適切に未来永劫と言いますか、入所者がおりますので、法人運営はもちろん施設の維持管理も今後していただきたいということで、今回土地の売買も含めて提案をしているところでありますので、十分ご理解をいただければというふうに思います。」

「十分なご理解を」とは、社会福祉法人国分寺福祉会の借入金に対する償還金元利金の補助が、今後、国分寺町が無くなるのでできなくなるので、今回の土地の売買価格で調整するが、それを含めたところで承認して欲しいという意に解される。

それで、土地売買契約に当たり、国分寺町が行った売却価格の設定や事務処理の事情は、理解できたが、合規性、合法性の視点からすれば、不適切な運営であったといわざるを得ない。

土地減少処理の決算の誤り

国分寺町は、「売買した土地を今回普通財産ということで、歳入を一般会計の方に入れたい。」として、町の一般会計の歳入に、土地売買代金 18,695 千円を計上した。

しかし、この土地は、特別会計であるこくぶんじ荘の貸借対照表に計上されている土地である。この金員は、町ではなくこくぶんじ荘へ入れなければならないものであった。

平成 17 年度合併決算において、こくぶんじ荘は、地番 2081 番 2 の売買した土地 4,347.66 m²及び地番 2081 番 3 の土地 1,497.91 m²を合せて、貸借対照表の土地から 105,300 千円減額し、同額を特別損失に振り替える処理をしている。(なお、貸借対照表の土地から減少する金額は P.35 の土地の面積と価格より、79,106 千円 + 27,254 千円 = 106,360 千円が本来は正当である。)

この特別損失 105,300 千円の処理は誤っており、売却した土地と町へ所管換えした土地に分けて指摘する。

a . 売却した土地の処理

売却した土地については、帳簿価格 79,106 千円の土地を 18,695 千円で売却したのであるから、差額 60,411 千円が、固定資産売却損である。したがって、特別損

失は、105,300 千円ではなく 60,411 千円である。

b. 町へ所管換えした土地の処理

国分寺町は、たちばな荘の土地の売却に際して、隣接する地番 2081 番 3 の土地を、こくぶんじ荘から町へ所管換えを行った。現地視察をして、土地の現況を確認したところ、傾斜地である法面及び道路部分であった。

所管換えした土地について、こくぶんじ荘は、土地の帳簿価格を特別損失へ振り替えるという誤った処理をしている。そもそも、土地の取得は、資本的支出であって、一般会計負担金や国庫負担金という資本的収入が対応しており、資本的支出が貸借対照表の土地に、資本的収入が自己資本金になっていたものである。したがって、この土地を所管換えして、町に戻す土地の減少処理は、収益的支出ではないため、特別損失へ振り替えるのではなく、自己資本金の減少の処理をするべきであった。

(3) 建 物

建物は、平成 2 年 7 月に竣工し、平成 8 年 3 月に増床している。建物は、次のとおりである。

鉄筋コンクリート造 平屋建（一部地下 1 階）

延床面積 3,042.07 m²、建築価格 543,514 千円

平成 18 年度末減価償却累計額 154,684 千円、償却未済高 388,829 千円

建物は、登記されていない。また、建物台帳もない。そこで、施設開設時にまで遡って決算書及び決算附属書類を調査したところ、面積、建築価格及び減価償却のすべての項目について、処理の誤りが多数検出された。

面積について

平成 2 年度の決算書等に記載されている建設工事の概況によれば、こくぶんじ荘の新築工事は、延総面積 2,856.48 m²となっており、平成 7 年度の決算書等には、療養室、デイルームの増築が 122.41 m²、療養室（4 人室）の改良工事が 38.69 m²と記載されている。両年度以外に、建物の工事はしていない。これらの面積を加算

すると、 $2,856.48 \text{ m}^2 + 122.41 \text{ m}^2 = 2,978.89 \text{ m}^2$ となる。なお、平成7年度に実施した改良工事は、面積が増加しないため加算しないが、誤ってこの面積を加えたとしても、不一致である。また、建物附属設備の工事が、平成6年度に車庫 15.35 m^2 、物干 29.89 m^2 あるが、この面積を加えても不一致である。

したがって、延床面積は、 $3,042.07 \text{ m}^2$ と公表されているが、 63.18 m^2 の不一致が生じている。

建築価格と減価償却

建物の建築価格、減価償却等を見るため、決算書等の中に記載されている貸借対照表から建物の部分を抜き出し、年度ごとの推移を表にすると、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	建 築 価 格			減価償却累計額		年度末償却未済高
	増 加	減 少	年度末現在高	償 却	累 計	
平成 2年度	522,989		522,989	-	-	522,989
平成 3年度			522,989	9,045	9,045	513,943
平成 4年度			522,989	9,045	18,091	504,898
平成 5年度			522,989	9,045	27,137	495,852
平成 6年度			522,989	9,045	36,182	486,806
平成 7年度			522,989	9,045	45,228	477,761
平成 8年度	49,024 1		572,014	9,415	54,643	517,370
平成 9年度			572,014	9,415	64,058	507,955
平成10年度			572,014	9,415	73,473	498,540
平成11年度			572,014	9,415	82,889	489,125
平成12年度			572,014	9,415	92,304	479,709
平成13年度			572,014	9,415	101,719	470,294
平成14年度			572,014	9,415	111,134	460,879
平成15年度			572,014	9,415	120,549	451,464
平成16年度			572,014	9,415	129,964	442,049
平成17年度 (合併決算)		28,500 2	543,514	12,765	142,730	400,783
平成17年度			543,514	2,171	144,901	398,612
平成18年度			543,514	9,783	154,684	388,829

1 固定資産明細書では、平成7年度末の建築価格522,989千円に、増加の記載がなく、平成8年度末572,014千円に変更していた。固定資産明細書の記載洩れが明らかなため、増加49,024千円を記載している。

2 売却・除却の事由がないのに、建築価格が、28,500千円減少している。

建築価格について

貸借対照表の建築価格 543,514 千円は、当初建物 522,989 千円と増築工事 20,524

千円（49,024 千円 - 28,500 千円であるが、問題点以下詳述）からなる。建築価格は、消費税、補助金の取り扱い、科目区分等の処理において実に多くの誤りをしており、複雑になっている。これを、当初建物と増築とに分けて、どう誤っているかを以下指摘する。

a . 当初建物

平成 2 年度の決算書等「建設工事の概況」に記載のある建設工事が、建物、建物附属設備及び構築物の各科目にどのように区分されたかは、資料が保存されてないため分からないが、当初建物の建築価格を書いた記録（メモ）が、次のとおり残っていた。

建築主体工事	471,230 千円
設計監理料	37,400 千円
緑化植樹	4,501 千円
駐車場・ゴミ焼却場	8,500 千円
その他	1,358 千円
合 計	522,989 千円

この 522,989 千円が、当初建物の建築価格とされている。しかし緑化植樹、駐車場、及びゴミ焼却場は、構築物である。当初建物の建築価格は、これらを除いた 509,988 千円が正しい金額である。

b . 増築工事

平成 7 年度に、療養室及びデイルームの増築工事 49,024 千円をしている。決算書等の固定資産明細書には、この増加の記載がなく、平成 7 年度の年度末現在高 522,989 千円を、平成 8 年度には 572,014 千円へと、繰越数字を変更することにより合わせている。平成 7 年度の貸借対照表には、建設仮勘定が 51,932 千円残っており、消費税を勘案すれば、他に改良工事もしていることから金額については概ね符合するものの、平成 7 年度の決算では、建設仮勘定の振り替えを失念しており、事業報告書における工事の概況の増築や改良の記載とは、明らかに矛盾が生じていた。

次に、こくぶんじ荘は、平成 17 年度合併決算において、増築工事価格を、49,024 千円から 28,500 千円減額して、20,524 千円に改訂した。

これは、平成 7 年度に受入れた増築工事に係る補助金等 28,500 千円を、合併直前に見直して、過年度修正をしなければならないと誤認して、特別損失へ振り替えたものである。

地方公営企業法施行規則によれば、補助金等充当固定資産の減価償却方法について、次の特例規定がある。

地方公営企業法施行規則第8条第4項

地方公営企業の有形固定資産で、資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件をもって取得したものについては、当該有形固定資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価格とみなして、各事業年度の減価償却額を算出することができる。

この規定の趣旨は、補助金等を充当して取得した固定資産の補助金等相当額については、減価償却を行って減価償却費を料金原価に算入することが適当でない場合があるからである。こくぶんじ荘では、この地方公営企業法の規定を根拠に増築工事価格を改訂した。しかし、この規定は、固定資産の減価償却方法についての規定であり、取得価格についての規定ではない。しかも、選択規定であって、その選択は固定資産の取得年度に行うものであり、後になって修正選択できるものではない。

また、当初建物についても、補助金等が 31,500 千円あったが、建築価格の減額はしていない。会計処理の継続性の観点からも、この規定を根拠に、増築工事価格を改訂することはできず、誤った見直し処理をしている。

減価償却

建物の減価償却の方法も、その他の固定資産と同様に、残存価格を 1 割とする、定額法である。定額法であるため、基本的には、各年度同一金額が計上される。平成 3 年度から平成 7 年度までは 9,045 千円、平成 8 年度から平成 16 年度までは 9,415 千

円、平成 17 年度以降は 9,783 千円が、基本的に年度に計上されている金額である。

ただし、平成 17 年度は、合併日より事業年度が区分されたうえに、合併決算の方に、過年度の償却修正が 5,153 千円入っている。減価償却について、年度をグルーピングし区分してみると、次のとおりである。

a . 平成 2 年度

固定資産を減価償却をしていない。建物は、平成 2 年 7 月に竣工し、翌 8 月より事業を開始している。施設運営事業収益を計上しているにもかかわらず、対応する原価である減価償却費が、費用計上されていないのは、不適切である。

b . 平成 3 年度から平成 7 年度までの各年度

建物の減価償却費は、次の計算で算出されていた。

建築価格	522,989 千円
消費税	15,685 千円
補助金等	31,500 千円
緑化植樹	4,636 千円
合 計	502,538 千円 (建物の償却の基となる金額)

耐用年数 50 年 償却率 0.02

$502,538 \text{ 千円} \times 0.9 \times 0.02 = 9,045 \text{ 千円} \dots$ 各年度計上額

税抜き処理方法を採用しているので、ここで消費税を加算しているのは誤りである。ただし、平成 17 年度になって誤りに気付き、見直し修正された。消費税 15,685 千円が、522,989 千円の 3%と合わないのは、この消費税が正しく算出されていないためである。

また、緑化植樹が、前出の金額 4,501 千円と合わないのは、消費税の差であり $4,501 \text{ 千円} \times 1.03 = 4,636 \text{ 千円}$ で合うこととなる。消費税の処理方法は、あちこちで間違っている。

c . 平成 8 年度から平成 16 年度までの各年度

次の計算で算出される増築工事の償却が増加している。

増築工事価格	49,024 千円
補助金等	28,500 千円
差 引	20,524 千円

$$20,524 \text{ 千円} \times 0.9 \times 0.02 = 369 \text{ 千円}$$

当初建物 9,045 千円 + 増築工事 369 千円 = 9,415 千円 ...年度計上額

(なお、千円未満の端数は、表示上の理由で 1 千円合わない。)

こくぶんじ荘は、合併に際して平成 17 年度に償却計算を見直して、次のとおり改訂している。

当初建物の建築価格を 522,989 千円にして、償却計算をやり直し、増築工事の償却費を加え、年度の償却費を算出している。

$$522,989 \text{ 千円} \times 0.9 \times 0.02 = 9,413 \text{ 千円}$$

当初建物 9,413 千円 + 増築工事 369 千円 = 9,783 千円 ...年度計上額

次に、平成 17 年度は、市町合併により事業年度が区分されているので、合併日以前と後の日数按分で、年間の償却費 9,783 千円を分けている。

合併日以前	9,783 千円	$\times \frac{284 \text{ 日}}{365 \text{ 日}}$	=	7,612 千円
合併日後	9,783 千円	$\times \frac{81 \text{ 日}}{365 \text{ 日}}$	=	2,171 千円

d . 平成 17 年度合併決算

合併日以前の償却費 7,612 千円だけでなく、上記改訂に伴う平成 3 年度から平成 16 年度までの 14 年間の償却費の修正 5,153 千円を加算した 12,765 千円を計上している。

$$(9,413 \text{ 千円} - 9,045 \text{ 千円}) \times 14 \text{ 年} = 5,153 \text{ 千円}$$

$$7,612 \text{ 千円} + 5,153 \text{ 千円} = 12,765 \text{ 千円}$$

e . 平成 17 年度

合併日後の償却費 2,171 千円を計上している。

f . 平成 18 年度

上記の改訂された年度計上額 9,783 千円を計上している。

以上のとおり、減価償却をみてきたが、次の誤りや不適切な内容があった。

イ . 当初建物の償却計算において、地方公営企業法の特例を適用してきたものを、見直しにより建築価格を基に償却計算をするように修正し、補助金等 31,500 千円を控除していない金額に改訂している。これは直してはいけない修正であった。

地方公営企業法の特例は、後から変更したりすることができないものであることが第 1 の理由であり、第 2 の理由としては、増築工事の償却計算は、補助金等を控除しているからである。

ロ . 緑化植樹 4,501 千円を、建物の金額に含め処理しているが、建物でなく構築物であるので、建物の償却計算から控除していたのは、正しかった。しかし、平成 16 年度までの 14 年間、緑化植樹は減価償却の対象から洩れており、この間減価償却していない。これが、見直しにより減価償却の対象に戻ったということは正しいが、建物に含められて 50 年の耐用年数で償却しているのは誤っている。緑化植樹は、構築物に科目修正をして、20 年の耐用年数で償却するのが正しい。

ハ . 駐車場・ゴミ焼却場 8,500 千円も科目修正をして、構築物として償却するのが正しく、建物に含めて 50 年の耐用年数で減価償却しているのは誤っている。なお、駐車場の耐用年数は 10 年、ゴミ焼却場は 35 年である。

8. 物品の管理状況について

こくぶんじ荘の物品は、医薬品とオムツを内容とする貯蔵品である。平成 18 年度の貸借対照表によれば、医薬品は 150 千円、貯蔵品は 188 千円で、金額からすれば重要度の高い項目ではない。対応する損益計算書の費用項目も、医薬品費 3,230 千円、その他の材料費 3,587 千円程度である。

管理状況は、次のとおりであった。

物品は、購入時に資産計上され、医薬品及び貯蔵品とされる。物品の受け払い事務については、医薬品は、看護職員により、貯蔵品は介護職員により購入時に入庫伝票が起票され、使用時に出庫伝票が起票される。入庫伝票及び出庫伝票は、事務職員へ回付され、事務職員は1ヵ月ごとにこれらをパソコンに入力して、表計算ソフトで物品受払簿を作成し、入庫、出庫、月末在庫の数量管理をしている。また、出庫数量に単価を乗じて品名ごとの当月使用額を算出し、医療品及び貯蔵品ごとに合計して、医薬品から医薬品費へ、貯蔵品からその他の材料費へ振り替える会計処理をしている。

こくぶんじ荘では、物品を管理するために物品受払簿を作成して、帳簿棚卸による管理をしているが、この受払簿を閲覧すると、品名によって各月末の在庫数量がマイナスとなっているものが散見された。平成18年度末の在庫においても、マイナスの在庫数量の品名が、数品目残っている。

これでは、物品の管理ができていないといえない。物品を管理する場合、現物に当たって数えて数量を把握するという実地棚卸を、帳簿棚卸と併用して行うのが一般的で、実地棚卸は少なくとも年度末には行うべきである。

現状では、受払簿は主として当月使用額の算出のための役割を果たしているだけである。年度末の貸借対照表に資産として記載されている医薬品150千円及び貯蔵品188千円は、実際の在庫数量を基にして得られた金額が計上されているのではなく、会計帳簿の金額（前年度繰越額＋購入額－使用額）である。

．外部監査の結果に添えて提出する意見

1. 運営管理上の問題点と課題

こくぶんじ荘は、医療機関非併設型の公設公営の介護老人保健施設であり、平成2年に開設され、平成18年1月10日に国分寺町が高松市に合併され、高松市の施設になったものである。当時の国分寺町の熱望によって設けられた老人保健施設であるが、17年間に常勤の嘱託医師が10人も交代し、医療面での入所者の不安と、運営管理面における統一意思（理念方針の徹底やリーダーシップ）の欠如のまま今日に至っていることから、他の介護老人保健施設（大多数は医療法人が設置している）が、高い入所率を示し、盛況であるのと対照的に、入所者は毎年減少し低迷傾向にある。

運営管理上の問題点と課題は、次のとおりである。

(1) 医師確保の困難性

平成19年度から平成20年度までの嘱託医師は、当面確保できたものの、勤務医が地方都市では特に不足している医師不足の状況では、医師の確保は今後とも難しい。

(2) 経営不在

高齢者施設は、医療介護型の老人保健施設と福祉介護型の特別養護老人ホームに大別されるが、他にもケアハウスや有料老人ホーム等、今日実に様々な施設形態のものが存在しており、入所者獲得をめぐる施設間では、競争が激化している。特に、平成12年に介護保険制度が適用されて以降、高齢者福祉型施設における措置制度が介護保険制度に切り替ったことにより、利用者を選んでもらえる施設でなければならぬと、「施設経営の重要性」が叫ばれている。高齢者施設の経営は、ホテル事業の経営に似ている。そこに求められるものは、施設の快適性、清潔感、満足ゆくサービス、おいしい食事等である。老人保健施設においては、医療型施設であることから、これらに先んじて、安心できる医療サービスの提供が必要である。ここに、経営とは、施設の特徴や独自色を打ち出し、施設間の競争の中で、存在を維持存続させ、社会的使命を果たしていくことをいう。経営は、最高の権限と責任を付与された“中心となる人物”によって担われ、その経営者は、経営理念と運営方針を打ち出し、意思決定し、

指揮をとり組織運営をしていく。こくぶんじ荘では、施設長が頻繁に替わり、こういう経営はされてきていない。

(3) 職員の意識

こくぶんじ荘の職員の意識は、最近に至るまで低下していたと思われる。施設長のリーダーシップが、発揮されていない状況で、職員がやる気を出して創意工夫をこらし、生き生きと働く職場が、創造されることはあり得ない。施設に働いている職員は、職場の雰囲気が一番良く分っており、平成 19 年 1 月に実施した職場改善提案のアンケートにおいて、職員から意見が出されている。主として、職員の意識に関する箇所は次のとおりである。

区 分	内 容
職員の意識アップ	<ul style="list-style-type: none"> ・マンネリ化、無関心、無気力、お役所仕事 ・職員間の仕事に格差、職員の勤務評価 ・施設内の活気は職員から ・異動による新陳代謝 ・職員研修による意識改革 ・コスト意識 ・信賞必罰
組織力アップ	<ul style="list-style-type: none"> ・理念、方針の確立 ・施設長の配置によるリーダーシップ ・職員の自分本位から連携へ ・会議ミーティング、情報の共有 ・事務と現場の協力
接し方	<ul style="list-style-type: none"> ・お客様という気持ち、思いやり、親切、やさしさ ・同じ目線、低姿勢、利用者のペース ・笑顔、反省 ・慣れ親しみ過ぎない ・迅速対応 ・信頼関係 ・言葉使い
入所手続	<ul style="list-style-type: none"> ・申込から入所まで時間がかかり過ぎ ・通所が増えれば、入所が増える
宣伝営業活動	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の特徴がない ・PRや働きかけが不足 ・みんなが勧める

この反省の上に立って、現在、全職員参画の下、経営改善運営委員会が設置され、経営改善に向け、入所者サービスの向上等に取り組んでいる。職場での職員のこうした動きは評価したい。

(4) 人件費の肥大化

職員数、構成は、施設の概況のとおりであるが、高齢化が進んでいることに加え、民間と公務員給与の違いから、平成 18 年度の給与比率は、こくぶんじ荘が 74.5%と民間平均の 52.2%よりも 22%余も高いという高コスト構造になっている。

(5) 施設の改修費負担

こくぶんじ荘の施設や設備は、築後 17 年を経過しておりリニューアルの時期にさしかかっている。ここ数年間で、高松市内には設備の整った新規施設が数多く開設され、比較すれば、こくぶんじ荘は、イメージが暗く快適な生活環境とはいえない。入浴設備、空調機器、リハビリ器具、壁のクロス、カーテン及び机等が劣化しており、食堂やトイレが狭くて寒い、洗面所が不便、喫茶室・娯楽室・更衣室・面会室等がない、という不満の声が、職員からも寄せられている。大改修をするには、多額の資金を要する。

(6) 財政状況の悪化

平成 18 年度の損益は、24,315 千円の赤字である。一般会計からの補助金等を除いた実質純利益は、平成 16 年度から平成 18 年度までの直近 3 年間すべて赤字であり、財政状況は、年々悪化している。こくぶんじ荘においては、補助金等を受けることが困難な中での独立採算性の維持は、今後極めて難しい。

2. 今後のあり方について

これらの問題点と課題が生じた原因は、そもそも、老人保健施設としては全国的に類例の少ない医療機関非併設型で開設したこと、及び経営努力が十分になされないまま公設公営運営を続けてきたことにある。この施設を存続維持していくためには、抜本的な改革が必要であるが、独自に取り組むには、常勤医師や経営者の人材確保が容易ではなく、民営化の方向で検討すべきである。ここに民営化とは、具体的には、民間の医療法人又は社会福祉法人等へ土地、建物等施設の全部を、入所者ぐるみで譲渡

すること、いわゆる営業譲渡をいう。民営化に際しては、次の点が対処すべき課題等である。

(1) 職員の処遇

民間へ移管するには、事前に職員に周知し、労働組合の合意を取り付けておくことが必要となる。こくぶんじ荘へ継続して勤務することを希望する職員も存在すると思われることから、その場合において処遇をどうするか。また、退職する場合には、高松市が負担することになってしまった多額の退職手当債務が、現実の負担となる。

(2) 営業譲渡

こくぶんじ荘の民営化は、介護老人保健事業の営業譲渡であるから、単なる土地及び建物等の譲渡ではない。許可事業である入所定員 80 人、通所定員 10 人という枠は、貸借対照表の資産に計上されていないプレミアム価値であり、いわゆる営業権である。行政において、営業権の考え方は余り持っていないと思われるが、経済価値であることから民間では、当り前の概念であるので、譲渡対価を決定する際には、何らかの形で反映することを忘れないようするべきである。